

別表3-3 156.025-162.025MHz帯海上移動無線通信業務の周波数表

チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
60	(m), (o)	156.025	160.625		○	○	○
01	(m), (o)	156.050	160.650		○	○	○
61	(m), (o)	156.075	160.675		○	○	○
02	(m), (o)	156.100	160.700		○	○	○
62	(m), (o)	156.125	160.725		○	○	○
03	(m), (o)	156.150	160.750		○	○	○
63	(m), (o)	156.175	160.775		○	○	○
04	(m), (o)	156.200	160.800		○	○	○
64	(m), (o)	156.225	160.825		○	○	○
05	(m), (o)	156.250	160.850		○	○	○
65	(m), (o)	156.275	160.875		○	○	○
06	(f)	156.300		○			
66	(m), (o)	156.325	160.925		○	○	○
07	(m), (o)	156.350	160.950		○	○	○
67	(h)	156.375	156.375	○	○		
08		156.400		○			
68		156.425	156.425		○		
09	(i)	156.450	156.450	○	○		
69		156.475	156.475	○	○		
10	(h), (q)	156.500	156.500	○	○		
70	(f), (j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し			
11	(q)	156.550	156.550		○		
71		156.575	156.575		○		
12		156.600	156.600		○		
72	(i)	156.625		○			
13	(k)	156.650	156.650	○	○		
73	(h), (i)	156.675	156.675	○	○		
14		156.700	156.700		○		
74		156.725	156.725		○		
15	(g)	156.750	156.750	○	○		
75	(n)	156.775	156.775		○		
16		156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
76	(n)	156.825	156.825		○		

17	(g)	156.850	156.850	○	○		
77		156.875		○			
18	(m)	156.900	161.500		○	○	○
78	(m)	156.925	161.525		○	○	○
19	(m)	156.950	161.550		○	○	○
79	(m)	156.975	161.575		○	○	○
20	(m)	157.000	161.600		○	○	○
80	(m)	157.025	161.625		○	○	○
21	(m)	157.050	161.650		○	○	○
81	(m)	157.075	161.675		○	○	○
22	(m)	157.100	161.700		○	○	○
82	(m), (o)	157.125	161.725		○	○	○
23	(m), (o)	157.150	161.750		○	○	○
83	(m), (o)	157.175	161.775		○	○	○
24	(m), (o)	157.200	161.800		○	○	○
84	(m), (o)	157.225	161.825		○	○	○
25	(m), (o)	157.250	161.850		○	○	○
85	(m), (o)	157.275	161.875		○	○	○
26	(m), (o)	157.300	161.900		○	○	○
86	(m), (o)	157.325	161.925		○	○	○
27		157.350	161.950			○	○
87		157.375	157.375		○		
28		157.400	162.000			○	○
88		157.425	157.425		○		
AIS 1	(f), (l), (p)	161.975	161.975				
AIS 2	(f), (l), (p)	162.025	162.025				

一般的な注

- (a) 主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用するため、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。
- (b) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。
- (c) この表に掲載されたチャンネル(なるべく第28チャンネルとし、第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

も使用することができる。

- (q) これらのチャンネルを使用するときには、第70チャンネルに有害な混信を与えることを避けるためのすべての予防策をとるものとする。

- (d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

- (e) 25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU R 勧告M.1084の最新版に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルインターリーブを適用することができる。

- 1) この表の遭難及び安全の周波数の25kHzチャンネル、特に第06、第13、第15、第16、第17及び第70チャンネルへの影響及びITU-R 勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。
- 2) 12.5kHzチャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

#### 個別的な注

- (f) これらのチャンネルは、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

- (g) 第15及び第17チャンネルは、実効輻射電力が1Wを超えないこと及びこれらのチャンネルが主管庁の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

- (h) 欧州海上地域及びカナダでは、第10、第67及び第73チャンネルは、必要となる場合、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及びS51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及び参加陸上局間の通信のためにも使用することができる。

- (i) 注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第09チャンネル)、156.625MHz(第72チャンネル)及び156.675MHz(第73チャンネル)とする。

- (j) 第70チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

- (k) 主に船舶相互間航行安全通信のため、第13チャンネルは、航行安全通信用のチャンネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。

- (l) これらのチャンネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU R勧告M.1371の最新版に従う。

- (m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。

- (n) 第75及び第76チャンネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第16チャンネルへの有害な混信を避けるため、出力の1W以下への制限又は地理的な分離などによりすべての予防策をとるものとする。

- (o) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新技術のための周波数帯として使用することができる。新技術のためにこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している他の無線局に有害な混信を生じさせ又は当該無線局からの保護を要求してはならない。このような新技術のシステムを設計する場合には、161.975MHz 又は162.025 MHzでのAIS信号の探知に干渉を与える可能性を排除しなければならない。

- (p) これらのチャンネルは、船舶からのAISの送信を受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)に

別表3-4 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

156.75MHz	156.85MHz
457.525MHz	457.55MHz 457.575MHz
467.525MHz	467.55MHz 467.575MHz 467.6MHz 467.6125MHz 467.625MHz

7 インマルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1645.5MHzまで及び	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯
1656.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	

4 船舶地球局及び携帯移動地球局関連

別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1530MHzから1545MHzまでの周波数帯

2 インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

3 インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1646.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1545MHzまでの周波数帯

4 インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

5 インマルサットM型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

6 インマルサットミニM型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

8 インマルサットF型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

9 インマルサットBGAN型及びインマルサットGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

10 その他の携帯移動地球局

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

5 航空機地球局関連

別表5 航空機地球局の周波数表

1 無線高速データ通信が可能なもの

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

2 1以外のもの

送信周波数	受信周波数
1626.5MHzから1660.5MHzまでの周波数帯	1530MHzから1559MHzまでの周波数帯

## 6 構内無線局関連

別表6-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

<p>1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの、並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz及び1252.0125MHz並びに1216.5125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの、並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャンネルとする。</p>
--

別表6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

916.7-920.9MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916.8MHz 918MHz 919.2MHz 920.4MHz 920.6MHz 920.8MHz
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.5MHz 920.7MHz
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.6MHz
952-956.4MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954.2MHz	
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz	

## 7 簡易無線局関連

別表7-1 無線操縦発振器を使用する簡易無線局の周波数表

27.048MHz	27.12MHz	27.136MHz	27.152MHz
-----------	----------	-----------	-----------

別表7-2 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

154.44375MHz	154.45MHz	154.45625MHz	154.4625MHz	154.46875MHz	154.47MHz
154.475MHz	154.48125MHz	154.4875MHz	154.49MHz	154.49375MHz	154.5MHz
154.50625MHz	154.51MHz	154.5125MHz	154.51875MHz	154.525MHz	154.53MHz
154.53125MHz	154.5375MHz	154.54375MHz	154.55MHz	154.55625MHz	154.5625MHz
154.56875MHz	154.57MHz	154.575MHz	154.58125MHz	154.5875MHz	154.59MHz
154.59375MHz	154.6MHz	154.60625MHz	154.61MHz	154.6125MHz	
465.0375MHz	465.05MHz	465.0625MHz	465.075MHz	465.0875MHz	465.1MHz
465.1125MHz	465.125MHz	465.1375MHz	465.15MHz	468.55MHz	468.5625MHz
468.575MHz	468.5875MHz	468.6MHz	468.6125MHz	468.625MHz	468.6375MHz
468.65MHz	468.6625MHz	468.675MHz	468.6875MHz	468.7MHz	468.7125MHz
468.725MHz	468.7375MHz	468.75MHz	468.7625MHz	468.775MHz	468.7875MHz
468.8MHz	468.8125MHz	468.825MHz	468.8375MHz	468.85MHz	

別表7-3-1 347.7-351.9MHz帯簡易無線局の周波数表

348.5625MHz	348.575MHz	348.5875MHz	348.6MHz	348.6125MHz	348.625MHz
348.6375MHz	348.65MHz	348.6625MHz	348.675MHz	348.6875MHz	348.7MHz
348.7125MHz	348.725MHz	348.7375MHz	348.75MHz	348.7625MHz	348.775MHz
348.7875MHz	348.8MHz				

別表7-3-2 400MHz帯簡易無線局の周波数表

<p>351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの</p>
--

別表 7-4 パーソナル無線の周波数表

903.0125MHz以上904.9875MHz以下の周波数であって、903.0125MHz及び903.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びに903.05MHz及び903.05MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
--

別表 7-5 920.5-923.5MHz帯簡易無線局の周波数表

占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	920.6MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.6MHz及び920.6MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.7MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.7MHz及び920.7MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.8MHz以上923.2MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920.9MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.9MHz及び920.9MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	921MHz以上923MHz以下の周波数であって、921MHz及び921MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-6 移動体識別用簡易無線局の周波数表

954.2MHz
----------

別表 7-7 50GHz帯簡易無線局の周波数表

50.44GHz	50.45GHz	50.46GHz	50.47GHz	50.48GHz	50.49GHz	50.5GHz	50.51GHz
50.52GHz	50.53GHz	50.54GHz	50.55GHz	50.56GHz	50.57GHz	50.58GHz	50.59GHz
50.6GHz	50.61GHz	50.62GHz					
50.94GHz	50.95GHz	50.96GHz	50.97GHz	50.98GHz	50.99GHz	51GHz	51.01GHz
51.02GHz	51.03GHz	51.04GHz	51.05GHz	51.06GHz	51.07GHz	51.08GHz	51.09GHz
51.1GHz	51.11GHz	51.12GHz					

8 免許を要しない無線局（特定小電力無線局を除く。）関連

別表 8-1-1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

27.12MHz	40.68MHz
----------	----------

別表 8-1-2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz	40.63MHz	40.65MHz	40.67MHz	40.69MHz	40.71MHz	40.73MHz	40.75MHz
40.77MHz	40.79MHz	40.81MHz	40.83MHz	40.85MHz			
72.13MHz	72.15MHz	72.17MHz	72.19MHz	72.21MHz	72.79MHz	72.81MHz	72.83MHz
72.85MHz	72.87MHz	73.22MHz	73.23MHz	73.24MHz	73.26MHz	73.27MHz	73.28MHz
73.29MHz	73.30MHz	73.31MHz	73.32MHz				

別表 8-2 市民ラジオの無線局の周波数表

26.968MHz	26.976MHz	27.04MHz	27.08MHz	27.088MHz	27.112MHz	27.12MHz	27.144MHz
-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	-----------

別表 8-3 コードレス電話の無線局の周波数表

253.8625MHz以上254.9625MHz以下の周波数であって、253.8625MHz及び253.8625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
380.2125MHz以上381.3125MHz以下の周波数であって、380.2125MHz及び380.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-4 小電力セキュリティシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-5 小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz 2484MHz	
5.2GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下の無線設備	5190MHz 5230MHz
	占有周波数帯幅が19MHz以下の無線設備	5170MHz* 5180MHz 5190MHz* 5200MHz 5210MHz* 5220MHz 5230MHz* 5240MHz
5.3GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下の無線設備	5270MHz 5310MHz
	占有周波数帯幅が19MHz以下の無線設備	5260MHz 5280MHz 5300MHz 5320MHz
5.6GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	5510MHz 5550MHz 5590MHz 5630MHz 5670MHz
	占有周波数帯幅が19.7MHz以下の無線設備	5500MHz 5520MHz 5540MHz 5560MHz
		5580MHz 5600MHz 5620MHz 5640MHz 5660MHz 5680MHz 5700MHz
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの	
27GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であって、27.02GHz及び27.02GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの	

\* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1895.616MHz以上1902.528MHz以下の周波数であって、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1915.55MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
---

別表 8-8 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

5.815GHz 5.820GHz 5.825GHz 5.830GHz 5.835GHz 5.840GHz 5.845GHz
--

別表 8-9 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

5.775GHz 5.780GHz 5.785GHz 5.790GHz 5.795GHz 5.800GHz 5.805GHz
--

別表 8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz
--------

9 特定小電力無線局の周波数表

別表9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備		313.625MHz	
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの	
		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの	
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.9MHzを加えたもの。ただし、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャンネルとする。	
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に19.6MHzを加えたもの。ただし、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャンネルとする。	
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz	
915.9-928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916MHz以上928MHz以下の周波数であって、916MHz及び916MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	
		占有周波数帯幅が200kHzを超え40kHz以下の無線設備	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
		占有周波数帯幅が400kHzを超え60kHz以下の無線設備	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
		占有周波数帯幅が600kHzを超え80kHz以下の無線設備	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
		占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
928.1-929.7MHz帯の周波数	占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	

の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が100kHzを超え20kHz以下の無線設備	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え30kHz以下の無線設備	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が300kHzを超え40kHz以下の無線設備	928.3MHz以上929.5MHz以下の周波数であって、928.3MHz及び928.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え50kHz以下の無線設備	928.35MHz以上929.45MHz以下の周波数であって、928.35MHz及び928.35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
950MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	951MHz以上957.4MHz以下の周波数であって、951MHz及び951MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え40kHz以下の無線設備	951.1MHz以上957.3MHz以下の周波数であって、951.1MHz及び951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であって、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え60kHz以下の無線設備	951.2MHz以上957.2MHz以下の周波数であって、951.2MHz及び951.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であって、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え80kHz以下の無線設備	951.3MHz以上957.1MHz以下の周波数であって、951.3MHz及び951.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
951.4MHz以上957MHz以下の周波数であって、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの		
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	951.4MHz以上957MHz以下の周波数であって、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	
	951.4MHz以上957MHz以下の周波数であって、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が16kHz以下の無線設備	1216.0125MHz以上1216.9875MHz以下の周波数であって、1216.0125MHz及び1216.0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz及び1252.5125MHzは周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは周波数制御用チャンネルとする。

	線設備	
--	-----	--

別表9-2 医療用テレメーター用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が 8.5kHz以下の無線設備	420.05MHz以上421.0375MHz以下の周波数であって、420.05MHz及び420.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	424.4875MHz以上425.975MHz以下の周波数であって、424.4875MHz及び424.4875MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	429.25MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.25MHz及び429.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	440.5625MHz以上441.55MHz以下の周波数であって、440.5625MHz及び440.5625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5125MHz以上445.5MHz以下の周波数であって、444.5125MHz及び444.5125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 8.5kHzを超え16kHz 以下の無線設備	448.675MHz以上449.6625MHz以下の周波数であって、448.675MHz及び448.675MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
	420.0625MHz以上421.0125MHz以下の周波数であって、420.0625MHz及び420.0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5MHz以上425.95MHz以下の周波数であって、424.5MHz及び424.5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	429.2625MHz以上429.7125MHz以下の周波数であって、429.2625MHz及び429.2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	440.575MHz以上441.525MHz以下の周波数であって、440.575MHz及び440.575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 16kHzを超え32kHz以下 の無線設備	444.525MHz以上445.475MHz以下の周波数であって、444.525MHz及び444.525MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	448.6875MHz以上449.6375MHz以下の周波数であって、448.6875MHz及び448.6875MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	420.075MHz以上420.975MHz以下の周波数であって、420.075MHz及び420.075MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5125MHz以上425.9125MHz以下の周波数であって、424.5125MHz及び424.5125MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	429.275MHz以上429.675MHz以下の周波数であって、429.275MHz及び429.275MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 32kHzを超え64kHz以下 の無線設備	440.5875MHz以上441.4875MHz以下の周波数であって、440.5875MHz及び440.5875MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	444.5375MHz以上445.4375MHz以下の周波数であって、444.5375MHz及び444.5375MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	448.7MHz以上449.6MHz以下の周波数であって、448.7MHz及び448.7MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	420.1MHz以上420.9MHz以下の周波数であって、420.1MHz及び420.1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	424.5375MHz以上425.8375MHz以下の周波数であって、424.5375MHz及び424.5375MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

	448.725MHz以上449.525MHz以下の周波数であって、448.725MHz及び448.725MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの			
占有周波数帯幅が 64kHzを超え320kHz 以下の無線設備	420.3MHz	420.8MHz	424.7375MHz	425.2375MHz
	425.7375MHz	429.5MHz	440.8125MHz	441.3125MHz
	444.7625MHz	445.2625MHz	448.925MHz	449.425MHz

別表9-3 無線呼出用特定小電力無線局の周波数表

429.75MHz	429.7625MHz	429.775MHz	429.7875MHz	429.8MHz
-----------	-------------	------------	-------------	----------

別表9-4 ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

74.58MHz	74.64MHz	74.70MHz	74.76MHz
322.025MHz以上322.15MHz以下の周波数であって、322.025MHz及び322.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの			
322.25MHz以上322.4MHz以下の周波数であって、322.25MHz及び322.25MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの			
806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに125kHzの自然数倍を加えたもの			

別表9-5 補聴援助用ラジオマイク用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が20kHz以下の無線設備	75.2125MHz以上75.5875MHz以下の周波数であって、75.2125MHz及び75.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が20kHzを超え30kHz以下の無線設備	75.225MHz以上75.575MHz以下の周波数であって、75.225MHz及び75.225MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	169.4125MHz以上169.7875MHz以下の周波数であって、169.4125MHz及び169.4125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	75.2625MHz以上75.5125MHz以下の周波数であって、75.2625MHz及び75.2625MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの
	169.4375MHz以上169.75MHz以下の周波数であって、169.4375MHz及び169.4375MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-6 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

422. 2MHz以上422. 3MHz以下の周波数であって、422. 2MHz及び422. 2MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの。
421. 8125MHz以上421. 9125MHz以下の周波数であって、421. 8125MHz及び421. 8125MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの、並びに440. 2625MHz以上440. 3625MHz以下の周波数であって、440. 2625MHz及び440. 2625MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの。
422. 05MHz以上422. 1875MHz以下の周波数であって、422. 05MHz及び422. 05MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの。ただし、422. 1875MHzは周波数制御用チャンネルとする。
421. 575MHz以上421. 8MHz以下の周波数であって、421. 575MHz及び421. 575MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの、並びに440. 025MHz以上440. 25MHz以下の周波数であって、440. 025MHz及び440. 025MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの。ただし、421. 8MHz、440. 25MHzは周波数制御用チャンネルとする。
413. 7MHz以上414. 14375MHz以下の周波数であって、413. 7MHz及び413. 7MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの、並びに454. 05MHz以上454. 19375MHz以下の周波数であって、454. 05MHz及び454. 05MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの。

別表 9-7 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

1 周波数ホッピング方式を使用するもの

2441. 75MHz
-------------

2 1以外のもの

916. 7-923. 5MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916. 8MHz、918MHz若しくは919. 2MHz又は920. 4MHz以上923. 4MHz以下の周波数であって、920. 4MHz及び920. 4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920. 5MHz以上923. 3MHz以下の周波数であって、920. 5MHz及び920. 5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920. 6MHz以上923. 2MHz以下の周波数であって、920. 6MHz及び920. 6MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920. 7MHz以上923. 1MHz以下の周波数であって、920. 7MHz及び920. 7MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	920. 8MHz以上923MHz以下の周波数であって、920. 8MHz及び920. 8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
952-955MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	954. 8MHz	
2425-2475MHz帯の周波数の	2448. 875MHz	

電波を使用する無線設備	
-------------	--

別表 9-8 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60. 5GHz 76. 5GHz 79. 5GHz
----------------------------

別表 9-9 ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

61. 5GHz
----------

別表 9-10 音声アシスト用無線電話用特定小電力無線局の周波数表

75. 8MHz
----------

別表 9-11 移動体検知センサー用特定小電力無線局の周波数表

10. 525GHz* 24. 15GHz
-----------------------

\* この周波数の使用は屋内に限る。

別表 9-12-1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

403. 5MHz
-----------

別表 9-12-2 体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

403. 65MHz
------------

別表 9-13 国際輸送用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

433. 92MHz
------------

別表 9-14 動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

142. 94MHz 142. 95MHz 142. 96MHz 142. 97MHz 142. 98MHz
--

